

都道府県等名:広島県

目的	目標	目標値			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メ ニュー)	備考
		目標値	実績	達成度	事業実施主体	目標	達成度		
I 農畜水産物の安全性の向上	農薬の適正使用等の総合的な推進	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合 12.5%	17.5%	94%	広島県	12.5%	94%	61,000	
	水産物の安全の確保	ノロウイルス監視調査及び貝毒発生監視調査の総実施数 336回	270回	80%	広島県	336回	80%	427,000	
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度 106.8	125.6	117%	広島県	106.8	117%	12,958,000	
	養殖衛生管理体制の整備	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合 97.1%	94.4%	97%	広島県	97.1%	97%	181,000	
	重要病害虫の特別防除等(一般型)	対象病害虫の調査の総回数 120回	112回	93%	広島県	120回	93%	164,000	
総計・総合達成度				総合達成度 115% 総合評価 A				13,791,000	

## 国による評価の概要

「水産物の安全の確保」目標における、ノロウイルス監視調査及び貝毒発生監視調査の総実施数達成度が80%等、達成度が100%に満たない事業があったものの、総合達成度は115%(総合評価A)であり、事業全体としては適切に実施されたと評価する。

別紙様式第2号-3

目標 農薬の適正使用等の総合的な推進					
事業実施期間 令和元年度			都道府県等名 広島県		
事業の実施方法 消費・安全対策交付金実施要領（以下「実施要領」という。）別添1の事業メニューの実施に当たってのガイドライン第1の1の（2）のア及びイの規定に沿って実施。					
1 農薬の安全使用の推進 6月1日から8月31日までの3か月間を農薬危害防止の重点期間と定め、農薬適正使用に係る啓発活動により、農薬使用者への危害防止について周知徹底を図った。 また、この期間中、農薬危害防止講習会を開催し、主に農薬使用者や農薬販売者に対し、農薬の適切な保管・管理や適正使用に係る啓発を行った。 また、4月・2月に権限移譲市町（17市町）担当者を対象とした、農薬取締法研修会を行った。					
2 農薬の適切な管理及び販売の推進 農薬販売者、農薬使用者に対し、立入検査による監視を実施し、農薬の適正な保管・管理について改善指導を行った。					
3 現状値及び目標値の設定 （不適切な販売及び使用の発生割合：実施要領別表1に基づき設定） （1）現状値（平成27～29年度の延べ実施数に対する違反率） （販売違反率29.0%+使用違反率0%）/2 = 14.5% 不適切な販売（使用）者数/調査等実施販売（使用）者数 違反率 ア 販売状況 18 / 62 × 100 = 29.0% イ 使用状況 0 / 34 × 100 = 0%  （2）目標値（令和元年度） （販売違反率25.0%+使用違反率0%）/2 = 12.5% 不適切な販売（使用）者数/調査等実施販売（使用）者数 違反率 ア 販売状況 5 / 20 × 100 = 25.0% イ 使用状況 0 / 10 × 100 = 0%					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
農薬の不適切な販売及び使用の発生割合	14.5%	12.5%	17.5%	94%	A
<地区推進事業>					

事業内容及び実績額				
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)
(1) 農薬の安全使用の推進	・危害防止講習会等 7回 ・危害防止運動参加者 1,841名 ・農薬適正使用に係る啓発活動 年間80回	66,000	33,000	50
(2) 農薬の適切な管理及び販売の推進	・立入検査等の指導 販売者20件、使用者10件	56,000	28,000	50
(計)		122,000	61,000	

事業の成果	
1 農薬の安全使用の推進	
(1) 農薬危害防止講習会（5回） 令和元年6月4日から7月2日までの間に、広島市、呉市、福山市、三次市及び東広島市の5か所において、農薬の使用者、農業協同組合、農薬販売者等478名に対し、農薬の使用・販売に関する関係法令などの周知や農薬の適正販売、適正使用及び保管管理のさらなる周知・徹底を図ることを目的に実施。	
(2) 農薬取締法担当者研修会（2回） 平成31年4月18日及び令和2年2月18日に、権限移譲市町の担当者（延べ37名）を対象に農薬取締法等の研修会を実施。	
(3) 農薬適正使用に係る啓発活動（80回） ア 農薬適正使用講習会（69回）期間：令和元年6月1日～8月31日 県及び市町等が主催で、農薬使用者等を対象として、農薬適正使用等を周知。 イ 農薬使用者に対する現地調査（11回） 権限移譲市町において、農薬使用状況等を確認し、農薬適正使用を周知。 ウ 農薬危害防止運動参加者 延べ1,841名	
2 農薬の適切な管理及び販売の推進	
(1) 農薬販売者への立入検査（県が所管する6市町） ア 農薬販売届出数：117販売所 イ 立入検査実施数：20件 ウ 検査内容：販売届等の届出状況、帳簿及びその内容、保存状況、農薬の保管状況等、販売の制限・禁止等に関すること等を確認。 エ 検査結果等（農薬取締法の規定違反を確認した販売所数及び違反件数）7件、内訳は以下記載 （ア）届出に関する違反：5件（変更3件、廃止2件）	

<p>(イ) 帳簿の不備：2件</p> <p>オ 改善指導状況：販売所の責任者に対して説諭し、改善の理解を得るとともに、後日文書にて改善事項を通知。帳簿の不備は、帳簿記載・保管の必要性を説諭するとともに、記載事例を手交。</p> <p>カ 改善状況：変更届・廃止届については、速やかに必要書類が提出。 なお、帳簿の不備については、定期的な検査（概ね5年に1回）の際に確認。</p> <p>(2) 農薬使用者への立入検査</p> <p>ア 立入検査実施数：10件</p> <p>イ 検査内容：農薬使用帳簿の整備、農薬の使用状況、農薬保管状況等に関することを確認。</p> <p>ウ 検査結果等：農薬取締法の規定違反はなし。</p> <p>3 目標値に対する実績及び達成度（実施要領別表1に基づき算出）</p> <p>(1) 不適切な販売及び使用の違反率</p> <table border="0"> <tr> <td>不適切な販売（使用）者数</td> <td>／</td> <td>調査等実施販売（使用）者数</td> <td>× 100 =</td> <td>違反率</td> </tr> <tr> <td>ア 販売状況 7</td> <td>／</td> <td>20</td> <td>× 100 =</td> <td>35.0%</td> </tr> <tr> <td>イ 使用状況 0</td> <td>／</td> <td>10</td> <td>× 100 =</td> <td>0%</td> </tr> </table> <p>(2) 実績（農薬の不適切な販売及び使用の発生割合） (販売違反率35.0% + 使用違反率0%) / 2 = 17.5%</p> <p>(3) 目標値に対する達成度（小数点以下第1位は切り捨て） (1-実績値) / (1-目標値) ≒ 達成度 (1-0.175) / (1-0.125) × 100 ≒ 94%</p> <p>4 成果</p> <p>(1) 農薬の安全使用の推進事業 農薬使用者に対する講習会等で、農薬の適正使用や適切な保管・管理に係る啓発を行ったことにより、農薬使用者等の農薬の適正使用等に係る意識の向上が図られた。</p> <p>(2) 農薬の適切な管理及び販売の推進事業 農薬販売者に対する講習会や立入検査等で、農薬の適切な管理及び販売の推進及び法令遵守状況の確認等を行ったことにより、農薬販売者の法令遵守への理解の向上が図られた。</p> <p>(3) 農薬販売者20件及び農薬使用者10件に対する立入検査により、法令遵守状況を確認した結果、改善指導を要する事例は目標5件に対し、7件確認された。 なお、達成度は94%であった。</p>	不適切な販売（使用）者数	／	調査等実施販売（使用）者数	× 100 =	違反率	ア 販売状況 7	／	20	× 100 =	35.0%	イ 使用状況 0	／	10	× 100 =	0%
不適切な販売（使用）者数	／	調査等実施販売（使用）者数	× 100 =	違反率											
ア 販売状況 7	／	20	× 100 =	35.0%											
イ 使用状況 0	／	10	× 100 =	0%											
<p>都道府県等による評価の概要</p> <p>適切に事業が実施されている。</p>															

<p>第三者の主なコメント</p> <p>広島県農業関係施策検討会議 (第三者会議) (委員については別紙参照)</p> <p>特に意見なし</p>	<p>国による評価の概要</p> <p>目標値はおおむね達成されており、研修会、周知及び立入検査に関する事業は適切に実施されたと評価する。</p>
--	---

別紙様式第2号-3

目標 水産物の安全の確保	
事業実施期間 令和元年度	都道府県等名 広島県
【事業の実施方法】	
1 貝毒発生監視調査及びノロウイルス監視調査	
<p>本県では平成2年に貝毒対策実施要領を制定し、貝毒発生監視及び貝毒検出時の対応を行っている。平成4年に初めて貝毒が発生し、その後は毎年のように二枚貝の毒化が起きていることから、検査計画に基づき貝毒発生監視調査及びノロウイルス監視調査を実施した。</p>	
(検査計画)	
(麻痺性・下痢性)	
検査対象	かき, アサリ, ムラサキイガイ
検査方法	麻痺性: マウス公定法 下痢性: 機器分析法
検査期間	上期4月~5月, 下期10月~3月
検査定点総数	27 (かき 16, アサリ 8, ムラサキイガイ 3)
検査回数	麻痺性 7回以上 下痢性 1回以上
監視調査検体数	216回 (麻痺性: 189回 下痢性: 27回) (内訳 麻痺性: 27×7=189回, 下痢性: 27×1=27回)
(ノロウイルス)	
検査対象	かき
検査方法	PCR法
検査期間	上期4月~5月, 下期10月~3月
検査定点総数	15
検査回数	8回
監視調査検体数	120回 (15×8=120回)

2 海洋環境調査					
貝毒の原因プランクトンの出現動向を把握するために、定期的なモニタリングにより調査を実施した。					
【目標値】 監視調査実施回数 : 336回					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
ノロウイルス監視調査及び貝毒発生監視調査の総実施数	208回	336回	270回	80%	A
<地区推進事業>					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)	
安全性監視等のための調査分析及び分析機器の整備	貝毒発生監視調査 175回	554,168	276,834	50	
	ノロウイルス監視調査 95回	300,832	150,166	50	
	計	855,000	427,000		

<p>事業の成果</p> <p><b>【実施した事業内容】</b></p> <p>次の海域で貝毒発生監視調査、ノロウイルス監視調査及び海洋環境調査を実施した。 調査海域：広島湾西部、広島湾北部、広島湾中部、広島湾南部、呉湾、広湾、三津湾、広島県東部</p> <p>1 貝毒発生監視調査 検査対象：かき 16、アサリ 8、ムラサキイガイ 3 計 27 定点 検査方法：麻痺性-マウス公定法、下痢性-機器分析法 検査回数：9 回（麻痺性貝毒 7、麻痺性貝毒（臨時）1、下痢性貝毒 1） 海洋環境調査のプランクトン発生状況により、臨時で麻痺性貝毒検査を 1 回増やした。（検査回数：麻痺性貝毒 8 回、下痢性貝毒 1 回） 監視調査検体数：175 回（麻痺性 156 回、下痢性 19 回） 麻痺性 27 定点×8 回 - 欠測 60 定点・回 =156 回 下痢性 27 定点×1 回 - 欠測 8 定点・回 =19 回 欠測は、出荷時期外やアサリの生育不良等の理由で検体を用意できなかったため。</p> <p>2 ノロウイルス監視調査 検査対象：かき 15 定点 検査方法：PCR法 検査回数：7 回 監視調査検体数：95 回 15 定点×7 回 - 欠測 10 定点・回 =95 回 欠測は、出荷時期外で検体用意ができなかったこと及び新型コロナウイルスの検査対応があり検査体制が整わなかったため。</p> <p>3 海洋環境調査 貝毒発生監視調査地点においてプランクトンの発生状況を 24 回調査した。</p> <p><b>【成果】</b></p> <p>1 貝毒発生等監視調査 実績値：270 回（麻痺性貝毒 156 回、下痢性貝毒 19 回、ノロウイルス 95 回） 達成度：実績値（270）／目標値（336）×100=80%</p> <p>貝毒発生監視調査を実施することで、的確に毒化状況を把握し、毒化した貝類の流通及び健康被害の発生を未然に防止することができた。 また、ノロウイルス監視調査を実施することで、その結果を生産者への助言に役立てた。</p> <p>3 海洋環境調査 海洋環境調査の実施により、貝毒原因プランクトンの発生状況を把握し、発生状況に応じた貝毒発生監視調査が的確に行える体制整備に資することができた。</p>
--

都道府県等による評価の概要	
適切に事業が実施されている。	
第三者の主なコメント	国による評価の概要
広島県農業関係施策検討会議 （第三者会議） （委員については別紙参照） 特に意見なし	目標値はおおむね達成されており、貝毒発生の監視及びノロウイルスの監視が適切に行われていることから、事業は適切に実施されたと評価する。

別紙様式第2号-3

目標 家畜衛生の推進	
事業実施期間 令和元年度	都道府県等名 広島県
事業の実施方法	
●事業内容	
(1) 監視体制の整備 BSE検査・施設賃貸及び家畜衛生関連情報の整備等	
(2) 危機管理体制の整備 防疫演習の開催等	
(3) 家畜衛生対策による生産性向上の推進 農家調査・指導及び家畜伝染病発生時の体制整備等	
(4) 畜産物の安全性向上 動物用医薬品の適正使用・流通の推進等	
(5) 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備 家畜衛生対策の推進に係る関連機器整備等	
●目標値の考え方	
家畜衛生に係る取組の充実度 106.8	
検査件数については、近年、全国的に発生件数が増加している牛白血病の摘発に重点をおいて検査を実施すること、また平成30年度からヨーネ病の検査対象に肉用繁殖飼養農場を含めたことなどにより、検査計画数がわずかに増加する見込みである。このため、疾病発生件数の微増が見込まれる。	
なお、特定疾病の集団発生等があった場合には、検査体制を更に拡充させ、家畜衛生の推進を図ることとしている。	
・現状	
・28-30年度伝染性疾病発生件数（平均）：96件	
・28-30年度検査件数（平均）：10,887件	
・実施後	
・R1年度伝染性疾病発生件数：102件	
・R1年度検査件数：11,600件	
・目標値	
A：家畜の伝染性疾病の検出率の減少率： $\{(96/10,887)-(102/11,600)\} \div (96/10,887) = 0.003$	
B：Aにおける対象疾病の検査件数の増加率： $(11,600-10,887) \div 10,887 = 0.065$	
目標値： $100 \times (1+A) \times (1+B) = 106.8$	

目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
家畜衛生に係る取組の充実度	100	106.8	125.6	117%	A
<地区推進事業>					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績（円）	左の交付金相当額（円）	交付率（%）	
(1) 監視体制の整備	BSE検査・施設賃貸及び家畜衛生関連情報の整備等	17,509,214	8,754,000	50	
(2) 危機管理体制の整備	防疫演習の開催等	53,710	26,000	48	
(3) 家畜衛生対策による生産性向上の推進	農家調査・指導及び家畜伝染病発生時の体制整備等	2,276,506	1,138,000	50	
(4) 畜産物の安全性向上	動物用医薬品の適正使用・流通の推進等	1,059,090	529,000	50	
(5) 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備	家畜衛生対策の推進に係る関連機器整備等	5,023,480	2,511,000	50	
(計)		25,922,000	12,958,000		

事業の成果
(実施状況)
(1) 監視体制の整備
ア BSE検査体制強化の推進については、防疫体制の有効性を検証するため96か月齢以上の死亡牛のBSE検査を実施し、死亡牛141頭の陰性を確認した。
イ 家畜衛生関連情報整備については、全国、地域ブロックの家畜保健衛生業績発表会や、家畜疾病に関する研修会などに参加し、家畜衛生情報や飼養技術などの情報収集を行った。
(2) 危機管理体制の整備
まん延防止円滑化について、市町・畜産関係団体等を参集し、広域的地域に影響を及ぼす家畜伝染病の発生に備え、連絡調整会議を開催した。また、家畜保健衛生所毎に、防疫体制の充実を図るため、演習を行った。
(3) 家畜衛生対策による生産性向上の推進
家畜の伝染性疾病に対する防疫体制の確立について、地域における伝染性疾病の低

減による畜産農家の生産性の向上対策のための調査・検査を実施し、予防に必要な知識、対策等の普及啓発を行うとともに、重大な家畜伝染性疾病等の発生に備え防疫資材を整備した。

(4) 畜産物の安全性向上

動物用医薬品の危機管理について、県内の動物用医薬品販売業者から、医薬品等の収去を行い、表示検査及び品質検査を行った。また、医薬品の畜産物への残留防止を図るため、畜産経営及び獣医師に対し医薬品の使用実態調査を行い、適正使用について指導した。さらに、病性鑑定で分離された細菌について、医薬品の使用に起因する薬剤耐性の発現状況に関する検査を行った。これらの検査に係る技術を習得するため、国が開催する研修会に参加した。

(5) 家畜衛生対策の推進にかかる関連機器の整備

家畜衛生検査機器の検査機能向上のためフリーザー、恒温器、96 穴プレート洗浄機等を整備した。

これらの事業の実施により、家畜衛生の推進を図るとともに、消費者へ供給する畜産物の安全性の確保を推進することができた。引き続き、家畜衛生関係情報の整備や防疫演習等を実施し、伝染性疾病の発生予防・まん延防を図る必要がある。

(成果)

- ・現状 28-30 年度伝染性疾病発生件数（平均）：96 件  
28-30 年度検査件数（平均）：10,887 件
- ・実施後 R1 年度伝染性疾病発生件数：85 件  
R1 年度検査件数：11,658 件
- ・実績値 A：家畜の伝染性疾病の検出率の減少率（a）：  
$$\frac{(96/10,887)-(85/11,658)}{96/10,887}=0.173$$
  
B：Aにおける対象疾病の検査件数の増加率（b）：  
$$\frac{11,658-10,887}{10,887}=0.071$$
  
充実度（実績値）： $100 \times (1+a) \times (1+b) = 125.6$
- ・達成度＝実績値／目標値×100＝117%

都道府県等による評価の概要

適切に事業が実施されている。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議  
(第三者会議)

特に意見なし

国による評価の概要

目標値は達成されており、事業は適切に実施されたと評価する。  
家畜衛生をとりまく環境が厳しさを増す中、家畜衛生対策にしっかり取り組まれており、今後も継続的に取り組まれることを期待する。

目標 養殖衛生管理体制の整備					
事業実施期間 令和元年度			都道府県等名 広島県		
【事業の実施方法】					
〔事業内容〕					
1 養殖衛生管理指導 養殖水産物の安全性を確保し、健全で安全な養殖魚の生産に寄与するため、本県の養殖経営体に対し、魚病指導研修会を開催、並びに水産用医薬品等の適正使用にかかる巡回指導を行った。					
2 疾病の発生予防・まん延防止 魚病の発生予防及びまん延防止を図るため、特定疾病にかかる魚病診断や、アユ冷水病等保菌検査を行った。					
【目標値】					
養殖衛生管理指導					
目標実施経営体数割合：指導実施経営体数（101）／経営体数（104）×100=97.1%					
〔目標値の根拠〕					
・経営体数 104（104）					
① 給餌経営体数 93（88）					
② アユ冷水病体策等を行っている内水面漁業協同組合数 20（20）					
・水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数 4（4）					
・養殖衛生指導等を行う経営体数（実経営体数） 101（102）					
① うち指導会議によるもの 40（40）					
② うち巡回指導によるもの 44（52）					
③ その他によるもの 101（102）					
※（ ）内は、30年度の数値					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合	98.1%	97.1%	94.4%	97%	A
<地区推進事業>					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)	
(2) 養殖衛生管理指導	魚病指導研修会等	114,090	57,045	50	
(5) 疾病の発生予防・まん延防止	特定疾病・アユ冷水病等保菌検査等	247,910	123,955	50	
計		362,000	181,000		

事業の成果	
【実施した事業内容】	
1 養殖衛生管理指導	
・以下の魚病指導研修会を開催し、養殖技術指導を行った。 23 経営体参加（令和元年7月、11月、令和2年1月）	
・水産用医薬品等の使用状況調査 周年にわたり、水産用医薬品等の適正使用指導に係る巡回指導を44 経営体に対して実施した。	
2 疾病の発生予防・まん延防止	
・養殖経営体に対して、魚病診断等を海面12件、内水面10件、実施した。	
【成果】	
以下のエの経営体に対して上記の養殖衛生管理指導を行ったことにより、養殖魚の安全性が確保され、また、魚病診断及びアユ冷水病保菌検査により、魚病の発生防止及びまん延防止が図られ、健全で安全な養殖魚の生産体制が確保された。	
ア 養殖衛生管理指導を行った養殖等経営体数の割合	
指導実施経営体数（102）／経営体数（108）×100=94.4% . . . . . [実績値]	
イ 経営体数	108
① 給餌経営体数	92
② アユ冷水病対策等を行っている内水面漁業協同組合数	19
ウ 水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数	3
エ 養殖衛生指導等を行った経営体数（実経営体数）	102
① うち指導会議によるもの	23
② うち巡回指導によるもの	44
③ その他によるもの	102
〔達成度〕 実績値（94.4%）／目標値（97.1%）=97%	
都道府県等による評価の概要	
適切に事業が実施されている。	
第三者の主なコメント	国による評価の概要
広島県農業関係施策検討会議 (第三者会議) (委員については別紙参照) 特に意見なし	目標値はおおむね達成されており、養殖経営体に対する養殖衛生管理指導、疾病の発生予防・まん延防止対策が適切に行われていることから、事業は適切に実施されたと評価する。



別紙様式第2号-3

目標 重要病害虫の特別防除等					
事業実施期間 令和元年度		都道府県等名 広島県			
事業の実施方法					
<p>【事業の実施方法】</p> <p>侵入を警戒しているチチュウカイミバエ, ミカンコミバエ種群及びウリミバエについて, 県内の主要なかんきつ生産地帯において, フェロモントラップを用いて侵入警戒調査を実施した。</p> <p>【目標値】</p> <p>チチュウカイミバエ, ミカンコミバエ種群, ウリミバエ及びコドリンガの調査総回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チチュウカイミバエ 8か月(4月~11月)×7か所 = 56回</li> <li>・ミカンコミバエ種群, ウリミバエ 8か月(4月~11月)×7か所 = 56回</li> <li>・コドリンガ 8か月(4月~11月)×1か所 = 8回</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 120回</p>					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
対象病害虫の調査の総回数	112回	120回	112回	93%	A
<地区推進事業>					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績(円)	左の交付金相当額(円)	交付率(%)	
重要病害虫侵入警戒調査等の実施	調査総回数 112回	164,000	164,000	100	

事業の成果	
<p>【実施した事業内容】</p> <p>(1) チチュウカイミバエ 調査地点数: かんきつ生産地帯を中心に7か所 調査回数: 4月~11月の8回(概ね月1回程度)</p> <p>(2) ミカンコミバエ種群, ウリミバエ 調査地点数: かんきつ生産地帯を中心に7か所 調査回数: 4月~11月の8回(概ね月1回程度)</p> <p>(3) コドリンガ 未実施: 令和元年度から新たに実施予定であったが, 委託先の生産者との調整がつかなかったため調査に至らなかった。</p> <p>【成果】</p> <p>チチュウカイミバエ, ミカンコミバエ種群及びウリミバエの侵入警戒調査の結果, 発生は認められなかった。</p> <p>・達成度 実績値/目標値×100=112/120×100=93.3%</p>	
都道府県等による評価の概要	
適切に事業が実施されている。	
第三者の主なコメント	国による評価の概要
<p>広島県農業関係施策検討会議 (第三者会議) (委員については別紙参照) 特に意見なし</p>	<p>目標値はおおむね達成されており, 侵入を警戒する病害虫の調査に関する事業は適切に実施されたと評価する。</p>